

Alipay+オンライン決済サービス利用規約

この「Alipay+オンライン決済サービス利用規約」（以下、「Alipay+決済規約」といいます。）は、「VeriTrans 収納代行サービス利用基本規約」（以下、Alipay+決済規約においては「基本規約」といいます。）に基づき乙が提供するAlipay+オンライン決済サービスを甲が利用する場合に限り、基本規約に追加して適用されます。なお、Alipay+決済規約で使用する用語の意味は、同規約に別段の定めがある場合を除き、基本規約における定義に従うものとします。

第1条 （用語の定義）

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「Alipay+オンライン決済サービス」とは、加盟店が対象取引を行った場合に、Alipay+決済規約所定の手続きに従って加盟店が行った精算金支払請求に応じ、乙が加盟店に対して精算金の支払を行うサービスをいいます。
- (2) 「加盟店」とは、第2条（登録申請）に基づいてAlipay+オンライン決済サービスの利用の登録を申請し、第3条（審査および登録）において乙がAlipay+オンライン決済サービスを利用することを承諾した者をいいます。
- (3) 「取扱商品」とは、加盟店がショップで顧客へ販売または提供する、乙が承認した物品、権利、ソフトウェア等またはサービスをいいます。
- (4) 「顧客」とは、ショップにおいて加盟店に対し取扱商品の購入を申し込んだ、または加盟店より当該申込を承認された、個人または法人をいいます。
- (5) 「本件決済手段」とは、Alipay+に加盟している事業者が、当該加盟した地位に基づき顧客に対して提供する決済手段をいいます。
- (6) 「対象取引」とは、加盟店および顧客間において行われる本件決済手段を用いて決済が行われる取扱商品の販売等にかかる取引をいいます。
- (7) 「決済データ」とは、加盟店と顧客間の対象取引において、乙が決済処理のために用いるデータをいいます。
- (8) 「ショップ管理機能」とは、加盟店がショップにおける加盟店と顧客とのAlipay+オンライン決済サービスを用いた取引の確認および決済データの処理を行うことを目的として、乙がショップに対して提供する機能をいいます。
- (9) 「コンテンツ」とは、加盟店がショップで提供または表示する一切の情報をいいます。
- (10) 「イシュー」とは、顧客に対し、本件決済手段を提供する事業者をいいます。
- (11) 「Alipay+」とは、Alipay Connect Pte.Ltd. および AISG E-COMMERCE PRIVATE LIMITED が提供する資金決済に関するサービスをいいます。
- (12) 「Alipay+Core ルール」とは、Alipay+への参加者（ただし、加盟店は除きます。）がAlipay+の決済システム等を利用するに際して遵守すべき事項としてブランド運営者が定める各種の規制、ガイドラインその他のルールをいいます。なお、ブランド運営者が各種の規制、ガイドラインその他のルールを変更した場合、当該変更後のルールも含むものとします。
- (13) 「Alipay+Core ルール等」とは、Alipay+Core ルールおよびAlipay+オンライン決済サービス契約を総称して意味するものとします。
- (14) 「ブランド」とは、ブランド運営者に係るトレードマークその他識別子であって、ブランド運営者が保有しまたはその権利を有するものをいいます。
- (15) 「ブランド運営者」とは、直接または間接に乙に対してAlipay+の利用に係るサービスを提供する事業者をいいます。Alipay+決済規約においてはAlipay Connect Pte.Ltd. および AISG E-COMMERCE PRIVATE LIMITED を個別にまたは総称して意味するものとします。

第2条 （登録申請）

1. Alipay+オンライン決済サービスの利用を希望する者（以下、「登録希望者」といいます。）は、Alipay+決済規約を遵守すると共に、Alipay+決済規約に基づく取引に対して妥当する範囲でAlipay+Core ルールが適用または準用されることに同意し、かつ、以下の各号に掲げるAlipay+オンライン決済サービスの申込情報（以下、「申

込情報」といいます。)を乙所定の申込書(以下、「申込書」といいます。)に記載のうえ提供(乙所定の申請内容入力ページに必要事項を入力の上申込書を電磁的方法で提供する場合を含みます。)することにより、乙に対し、Alipay+オンライン決済サービスの利用の登録を申請することができるものとします。

(1) 名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、法人番号ならびに代表者の氏名および生年月日(登録希望者が個人の場合は、氏名、生年月日、住所、電話番号および電子メールアドレス)

(2) 登録希望者が行う取引の種類

(3) 登録希望者が販売等しようとする商品等の種類

(4) 過去5年以内に特定商取引に関する法律に基づき処分を受けたことがあるか否か(ある場合はその内容)

(5) 過去5年間に消費者契約法違反を理由とする敗訴判決を受けたことがあるか否か(ある場合はその内容)

(6) 登録希望者が取扱う商品が許認可を要する場合には、当該許認可証

(7) ショップの名称、所在地、連絡先

(8) 登録希望者の指定する金融機関の振込口座(ただし、本人名義のものに限ります。)

(9) その他乙所定の事項(Alipay+オンライン決済サービスに関し、乙から金銭の支払を受ける際に利用する銀行口座を含むがこれに限られません。)

2. 登録希望者は、前項の登録申請にあたり、以下に掲げる事項を表明し、かつ保証するものとします。

(1) 登録希望者が、特定商取引法に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また過去5年間に同法による行政処分を受けていないこと

(2) 登録希望者が、消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また過去5年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていないこと

(3) 基本規約第25条(秘密情報等の適切な管理)ないし基本規約第29条(是正計画の策定と実施)を遵守するための体制を構築していること

第3条 (審査および登録)

1. 乙は、乙所定の基準に従って、前条に基づいて登録申請を行った登録希望者(以下、「登録申請者」といいます。)の登録の可否を審査し、乙が登録を認める場合にはその旨を登録申請者に通知します。尚、登録希望者が提供した申込情報に誤りがあった場合、乙は何ら責任を負わないものとします。

2. 乙が前項の通知を行った時点で、乙と登録申請者の間にAlipay+決済規約に基づく契約(以下、「本契約」といいます。)が成立し、以後、当該登録申請者は加盟店となります。

3. 乙は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録および再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。

(1) 乙に提供した申込情報の全部または一部に虚偽、誤記または記載漏れがあった場合

(2) 成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合

(3) 未成年者である場合

(4) 登録希望者が過去乙との契約に違反した者またはその関係者であると乙が判断した場合

(5) 基本規約第38条(反社会的勢力の排除)に定める規定に該当していると乙が判断した場合

(6) 第19条(契約の解除)に定める措置を受けたことがある場合

(7) その他、乙が登録を適当でないと判断した場合

第4条 (必要機器等の調達・導入等)

1. 加盟店は、Alipay+オンライン決済サービスの利用に先立ち、自らの責任と費用負担によりAlipay+オンライン決済サービスを利用するために必要な機器等(タブレット端末等を指し、Alipay+オンライン決済サービスを利用するために当該タブレット端末等にインストールするアプリケーションその他のソフトウェアを含みます。)を調達し、かつAlipay+オンライン決済サービスにアクセスするために必要な利用環境、その他の通信回線等(以下併せて「必要機器等」といいます。)を導入するものとし、本契約の有効期間中、必要機器等を維持する(アプリケーションその他のソフトウェアを最新バージョンにアップデートすることを含みます。)ものとします。

2. 乙は、加盟店に対して、ショップ管理機能の利用のために必要となるIDおよびパスワードを付与するものとし

ます。加盟店は、当該 ID およびパスワードを適切に管理および保管するものとし、これらを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。これらの管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により生じた損害については、加盟店が一切の責任を負うものとします。

3. 加盟店は、Alipay+オンライン決済サービスの利用にあたり、ブランド運営者側の仕様変更、または Alipay+のバージョンアップ等に伴い技術的な対応が必要となる場合には、乙所定の方式により当該対応を実施するものとします。

第5条 (Alipay+オンライン決済サービスのサービス開始日)

乙は、加盟店が申込書に入力した利用開始希望日をもとに、Alipay+オンライン決済サービスの開始日を加盟店に通知するものとします。

第6条 (加盟店の遵守事項、提供する商品またはサービス等)

1. 加盟店は、Alipay+オンライン決済サービスを利用するにあたって、次の各号記載の事項を遵守するものとします。
 - (1) 加盟店が作成した販売条件や商品説明等を含むコンテンツの表示内容に基づき、瑕疵のない取扱商品の販売または提供を行うこと
 - (2) Alipay+決済規約の遂行に必要な諸データは、適法かつ公正な手段によって取得されたものであること。乙に提供する情報・データは真実、正確、完全かつ最新のものであること。
 - (3) 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手・古物等の販売にあたり許可を得るべきまたは届出を行うべき商品等を取扱う場合は、あらかじめ乙にこれを証明する関連証書類を提出し、事前に乙の承認を得ること
 - (4) 加盟店のショップにおけるエントランスやレジカウンターおよび加盟店のウェブサイトにおける決済画面のほか、取扱商品のマーケティング資料その他 Alipay+Core ルールが定める箇所においてブランドおよび本件決済手段にかかるトレードマーク（以下、これらを総じて「ブランド等」といいます。）の表示を行うこと、取扱商品以外のものにしてブランド等を利用しないこと、ならびにその利用等に関して Alipay+Core ルール等ならびに乙およびブランド運営者の指示等に従うこと
 - (5) 商品の交換、返品、返金または取引のキャンセル等に関する取り決め、顧客連絡窓口および苦情対応手順を定め、これをショップまたはそのウェブサイト等に掲示すること
 - (6) 注文照会およびステータスの追跡に関する方針を定め、ショップまたはそのウェブサイトにて明示的に当該方針を表示すること
 - (7) Alipay+決済規約において明示的に認められる場合を除き、ブランド運営者による事前の承諾なく、ブランド運営者、Alipay+オンライン決済サービス、加盟店とブランド運営者との取引関係（取引件数、取引金額、事業の成長性や事業計画を含みます。）をプレスリリースその他の方法により公表しないこと
 - (8) Alipay+オンライン決済サービスの利用にあたり、乙、イシューまたはブランド運営者の名誉・信用を直接もしくは間接的に毀損し、または業務を妨害する行為をしないこと
 - (9) 法令、ガイドラインその他加盟店の事業遂行上遵守することが求められる事項
 - (10) 有害なコード、コンピュータ・プログラム等を乙またはブランド運営者のシステムまたは第三者のコンピュータに送信または書き込みしないこと
 - (11) 乙またはブランド運営者のシステム（ソースコードその他のシステムの構成要素を含みます。）の修正、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、分解、再構成または当該システムのソフトウェア保護メカニズムの破壊、無効化その他の回避行動を試みないこと
 - (12) その他、Alipay+Core ルール等上、乙が加盟店に遵守させることが求められる事項
2. 加盟店は、次の各号のいずれかに該当するもの（以下、「取扱禁止商材」といいます。）を販売または提供することはできないものとします。
 - (1) アダルト商品またはサービス
 - (2) ギャンブルまたは宝くじ
 - (3) タバコ製品のオンライン販売

- (4)あらゆる種類の武器
 - (5)プライバシーまたは財産を侵害する商品またはサービス
 - (6)送金サービスや暗号通貨を含む金融商品またはサービス
 - (7)生物化学的に感染性のある製品
 - (8)国家安全保障を脅かす、または人種、性別、宗教、地域等に関する差別的な内容を含む商品またはサービス
 - (9)ジェネリック医薬品、疑似医薬品、麻酔薬、向精神薬、麻薬または代理出産サービス
 - (10)関連法令により違法とされるまたは取扱いが禁止される商品またはサービス
 - (11)その他乙またはブランド運営者が不適当と認めたもの
3. 取扱商品またはコンテンツの知的財産権に関して第三者からの異議申立が生じた場合には、加盟店の費用および責任において解決するものとします。
 4. 加盟店は、Alipay+およびブランド運営者の名称（中国語および英語の表記を含みます。）その他ブランド運営者が所有または適法に使用する商標、商号、ブランドネーム、ロゴマーク等（以下「商標等」といいます。）並びにAlipay+に関する著作権その他の知的財産権がブランド運営者に帰属し、本契約または加盟店契約（以下「本契約等」といいます。）に基づきAlipay+オンライン決済サービスを利用する目的に限定してブランド運営者から当該知的財産権を使用する権利を許諾されるものであること、当該許諾が加盟店に対していかなる権利も付与するものでないことを確認します。また、当該許諾される権利は、譲渡不可、再許諾不可の非独占的なものであり、ブランド運営者は、本契約等の契約期間中いつでも当該許諾した権利の内容を修正し、または許諾を撤回することができるものとし、当該修正または撤回により加盟店に生じた損害について乙およびブランド運営者は一切の責任を負わないものとします。
 5. 加盟店が販売促進の目的でAlipay+に関するコンテンツを表示し、または発行等する場合には、加盟店は、これらのコンテンツに係る著作権その他の権利がブランド運営者に帰属することを確認します。
 6. 加盟店は、ブランド運営者がAlipay+に関連して作成し若しくはブランド運営者のために作成され、または加盟店により提供された申込情報その他のデータまたは情報に関連して発生した著作権その他の知的財産権がブランド運営者に帰属することを確認します。
 7. 加盟店は、本契約の締結を行う時点において、国際連合安全保障理事会決議等の国際的な要請等に基づき規制を受ける以下各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。また加盟店は、加盟店が法人である場合は、加盟店の代表者、または加盟店の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、以後の改正を含みます。また、当該法律に関連する政令等を含みます。以下、本条において「犯収法」といいます。）における実質的支配者を指すものとします。）が、以下各号のいずれにも該当しないことも併せて表明し、保証するものとします。
 - (1) 国際連合安全保障理事会または日本、米国、その他の各国により、国際安全保障や各国の安全保障上問題があるとして公表された上、経済制裁の対象に指定された国・地域における企業または個人と取引を行っている、または当該国・地域において何等かの資産を有している。
 - (2) 日本の財務省により、経済制裁措置の対象として公表されている。
 - (3) 米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control、略称：OFAC）により、制裁措置の対象として公表されている。
 - (4) 第2号または第3号の対象者と取引を行っている。
 8. 加盟店は、本契約の締結を行う時点において、犯収法における①「外国の政府等において重要な地位を占める者」または②「過去にその地位にあった者」に自己が該当せず、あるいは自己の家族（配偶者（事実婚を含みます）、自己の父母、自己の子、自己の兄弟姉妹、ならびに配偶者の父母および子をいうものとします。）が前記①および②に該当せず、もしくは加盟店が法人である場合において、加盟店における犯収法上の実質的支配者および当該実質的支配者の家族（定義は前記と同じとします。）が前記①および②に該当しないことを表明し、保証するものとします。なお、①の具体的内容は以下に掲げるとおりとしますが、当該記載と犯収法の規定に相違がある場合には、犯収法の規定が優先するものとします。
 - (1) 国家元首
 - (2) 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - (3) 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職

- (4) 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - (5) 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - (6) 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、または航空幕僚副長に相当する職
 - (7) 中央銀行の役員
 - (8) 予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員
9. 加盟店は、前項の表明保証に違反した場合（乙において、違反またはそのおそれがあると判断した場合を含みます。）、乙が加盟店に対し Alipay+ オンライン決済サービスを提供しない、あるいはサービスの内容等に一定の制限を設ける措置（以下、これらの措置を本項において「利用制限等」といいます。）を採ることができること、あるいは提供のために追加的な情報または資料の提供を求めることができることを予め承諾するものとします。この場合において乙が満足する追加的な情報または資料の提供がなされない場合、乙は利用制限等の措置を採ることができるものとします。乙が本項の規定に従い利用制限等の措置を採ったことにより加盟店にいかなる損害が生じたとしても、乙は免責されるものとします。
 10. 加盟店は、本契約等の締結を行う時点において、加盟店およびその関連会社について、本契約等に基づく義務の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある訴訟、調査その他の手続を受けていないことを表明し、保証するものとします。
 11. 加盟店は、ブランド運営者が自己のアンチマネーロンダリング、コンプライアンスおよびセキュリティに関する方針および手続に基づき、対象取引にかかる商品代金の支払拒絶、または Alipay+ オンライン決済サービスの利用制限等を講じることができること、および法令に従いブランド運営者が関係当局に対して疑わしい取引等の報告を行うことができることを予め承諾するものとします。

第7条 （申込情報の変更）

1. 加盟店は、申込情報その他乙所定の事項に変更が生じることとなった場合はあらかじめ（販売等しようとする商品等の種類または銀行口座等の変更に関しては、変更の効力が生ずる日の 30 日以上前であることを要するものとします。）乙所定の方法により届け出るものとします。
2. 加盟店が前項の届出を怠ったことにより生じた加盟店の損失その他の負担について、乙はその責を負いません。

第8条 （Alipay+ オンライン決済サービスの利用）

1. 加盟店は、顧客から本件決済手段を利用することを求められた場合には、顧客が保有する端末に表示された QR コードまたはバーコードその他乙所定の情報等（以下、「QR コードまたはバーコード等」といいます。）を必要機器等を用いて読み取り、または必要機器等に表示した QR コードまたはバーコード等を顧客に読み取らせることによって、本件決済手段による取引を遂行するものとします。なお、顧客から本件決済手段の利用方法についての問合せを受けた場合には、その適切な利用方法を顧客に対して教示し対応するものとします。
2. 加盟店は、Alipay+ オンライン決済サービスを、Alipay+ 決済規約の目的の範囲内でかつ Alipay+ 決済規約に違反しない範囲で利用することができるものとします。
3. 加盟店は、乙がブランド運営者による支払確認通知を受領するまでの間、加盟店の責任において、顧客に対する商品の引渡しまたはサービスの提供を行うものとします。ブランド運営者が支払確認通知を乙に送信した時点において、顧客の加盟店に対する代金支払債務は消滅するものとし、当該代金支払債務にかかる精算は、第 15 条（対象取引に係る代金の支払）に従って行われるものとします。
4. 乙は、加盟店が誤って送信した Alipay+ オンライン決済サービスに関する情報を受信した場合に、当該情報を処理したことによってなんら責任を負いません。
5. 加盟店は、顧客とのトラブル、システム障害によるトラブル等につき、一方的に顧客が不利にならないよう取り計らうものとし、加盟店が責任をとり得ない範囲について顧客が理解できるようショップに明示するものとします。
6. 加盟店は、本件決済手段を利用して対象取引の申込を行った顧客に対し、正当な理由なく申込を拒絶したり、他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる代金・料金を請求する等、本件決済手段を利用して対象取引の申

込を行った顧客に不利となる差別的取扱や Alipay+オンライン決済サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限も行わないものとします。

7. 乙が Alipay+決済規約に関連し、顧客または第三者から直接または間接に異議、苦情などを受けた場合は、速やかに加盟店に通知するものとし、加盟店は、乙の指示に従い、直ちにその解決のために必要な措置を講ずるものとします。なお、上記通知および指示は、加盟店の損害賠償義務を免除するものでないことを確認します。
8. 加盟店に第19条（契約の解除）第2項各号に該当する事由が生じた場合、加盟店は、直ちに乙へ連絡するとともに、履行が完了していない加盟店の顧客にも連絡し責任を持って対応をするものとします。
9. 乙は、加盟店に対し、乙がブランド運営者より受領した通知または最新の Alipay+Core ルール等に基づき、当該通知等を遵守するために乙が必要と判断した措置および対応を講じるよう求めることができるものとします。加盟店は、乙から当該措置等を求められた場合、自己の費用および責任をもって速やかにこれに対応するものとします。

第9条 （不正利用防止措置）

1. 加盟店は、対象取引を行うにあたっては、善良なる管理者の注意をもって、法律、政令、省令、業界水準その他のルールを遵守し、適切な本人確認の実施、不正利用防止措置の実施その他の必要な措置を講じなければならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、加盟店において対象取引の実施に関し不正利用が発生していると認められる場合、加盟店は再発防止策を講ずるものとし、その計画の策定または実施に関し乙による指示がある場合には、これに従うものとします。
3. ブランド運営者が Alipay+オンライン決済サービスの全部または一部について不正利用が発生するリスクが高いと判断した場合、乙またはブランド運営者は、Alipay+オンライン決済サービスの全部または一部の停止もしくは終了、取引上限の設定その他乙またはブランド運営者が必要と認める措置を講じることができるものとします。
4. 前項に定める措置により加盟店が被った損害について、乙およびブランド運営者は一切責任を負わないものとします。

第10条 （顧客との紛議）

1. 加盟店は、顧客からの苦情、問い合わせ等を受けた場合は、速やかな対応を行うものとし、加盟店とその顧客との間で対象取引の債務不履行等の瑕疵、不成立もしくは不存在等をめぐる苦情、または紛争等が生じた場合であっても、乙および第三者に一切の損害、迷惑等を及ぼさないものとします。
2. 顧客からの加盟店の取扱商品に対する苦情、返品要求、商品取替要求、中途解約の請求、広告上の解釈に係る問合せ、アフターサービス等に係る問合せについては、加盟店が全責任をもって速やかにその処理にあたるものとし、乙および第三者に一切迷惑をかけないものとします。
3. 顧客からの苦情または紛争等が解決するまでの間、乙は、当該苦情または紛争等に関連する対象取引に係る精算金の支払を停止することができるものとします。

第11条 （資料提供等）

1. 加盟店は、乙が、加盟店の業務運営の適切性を調査するため、乙もしくはブランド運営者に適用される法令等を遵守するため、または Alipay+決済規約もしくは Alipay+Core ルール等を遵守するために必要な情報、資料等の提供を求めた場合、直ちにこれに応じるものとします。
2. 乙は、以下の各号のいずれかに該当しているおそれがあると判断した場合、またはその事実が判明した場合、その事実または合理的な理由を加盟店に提示したうえで、加盟店の業務時間内において、加盟店の事業所内に立ち入り、加盟店の Alipay+決済規約の遵守状況を確認することができるものとします。
 - (1) 加盟店においてクレジットカード番号等その他顧客に関する情報が漏えい、滅失、毀損すること
 - (2) 加盟店において不正利用が行われていること
 - (3) 加盟店が Alipay+決済規約または法令に違反していること

- (4) ブランド運営者、その関連会社またはそのパートナーに言及した加盟店作成の資料が、これらの者またはブランドに関する業務上の信用に悪影響を及ぼすこと
 - (5) 前各号に掲げる事由のほか、加盟店における Alipay+オンライン決済サービスの利用に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、乙が加盟店に対する調査を実施することが相当であると認める事由
3. 前項の調査および確認の結果、乙が必要と認めるときは、乙は、加盟店に対する差し止め請求その他必要な措置を採ることができるものとし、加盟店は、これに従うものとします。
 4. 加盟店は、ブランド運営者と乙との間の契約に定める事項について、ブランド運営者から加盟店に対して調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとします。
 5. 加盟店は、関連法令に従って、取引に関するデータを取引日から少なくとも5年間保存するものとします。

第12条 (第三者の権利の処理)

加盟店は、第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを表明し、保証すると共に、取扱商品に第三者の著作権その他の権利が含まれている場合は、何ら支障のないように必要な手続きを加盟店が行った上で、取扱商品を提供するものとします。

第13条 (Alipay+オンライン決済サービスの停止または中断)

1. 乙は、以下の場合に該当する場合その他 Alipay+Core ルール等に基づき必要と認められた場合は、Alipay+オンライン決済サービスの一部または全部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) システムの定期的な点検・補修のため
 - (2) 乙がシステムの適正な運用のため必要と認められた場合
 - (3) 乙のシステムに起因する事由その他の事由によって加盟店のサーバー運用に支障が生じる、または支障が生じるおそれがある場合
 - (4) 乙のサービスに使用する通信回線が輻輳し、または使用不能な場合
 - (5) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により Alipay+オンライン決済サービスの運営ができなくなった場合
 - (6) その他、ブランド運営者または乙が停止または中断を必要と判断した場合
2. 乙が前項に基づき Alipay+オンライン決済サービスの停止を行う場合には、可能な限りあらかじめ、その理由、実施期日および期間を加盟店に通知するものとします。ただし、緊急の場合、または地震、落雷、火災、風水害、停電、天変地異等の不可抗力による場合は除くものとします。
3. 乙は、Alipay+オンライン決済サービスにおける加盟店もしくは顧客と乙間の伝送に用いる第三者の回線または加盟店の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等 Alipay+オンライン決済サービスの運営障害について一切の責を負わないものとします。

第14条 (クレジットカード番号等の取扱い)

1. 加盟店は、正当な理由がある場合を除き、顧客が保有するクレジットカード番号等（以下、「クレジットカード番号等」といいます。）を取り扱ってはならないものとします。
2. 加盟店は、割賦販売法その他の法令に従い、クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じると共に、カードの会員番号等の漏洩等を防止するために必要かつ適切な措置を講ずるものとします。

第15条 (対象取引に係る代金の支払)

1. 乙は、商品代金の総額（乙、イシューまたはブランド運営者による支払拒絶、商品代金の返還請求等があった場合はそれを差し引いた額を指すものとし、以下同様とします。）から決済手数料を差し引いた金額を加盟店の指定する金融機関口座に送金して支払うものとします。
2. 商品代金の総額が決済手数料に足りない場合は、加盟店は、決済手数料から商品代金総額を減じた金額を乙の定める期日までに乙の指定する金融機関口座に送金して支払うものとします。

3. 加盟店が前項、その他 Alipay+決済規約に基づき乙に支払うべき金額を、乙が正当と認める理由無くして乙の定める期日までに支払わなかった場合、乙は、当該期日後に受領した商品代金の加盟店への引渡し分から差し引くことにより、加盟店の乙に対する支払に充てることのできるものとし、
4. 本条に従って、加盟店または乙が相手方に対する支払を行う際の銀行振込手数料は、支払を行う当事者が負担するものとし、
5. 加盟店が、第2項の支払いを、乙の定める期日より2ヶ月を超えて遅延した場合には、乙は Alipay+オンライン決済サービスの提供を停止することのできるものとし、
6. 以下の事項のいずれかが生じた場合、乙は、第1項の支払いを留保することのできるものとし、この場合において、乙は、加盟店に対して遅延損害金を支払う義務を負わないものとし、
 - (1) 加盟店が Alipay+オンライン決済サービスの利用の申込に際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (2) 第8条 (Alipay+オンライン決済サービスの利用) 第7項に基づき求められた措置を講じない場合
 - (3) 第11条 (資料提供等) に基づく情報等の提供、調査または措置等を求められたにも関わらず、これらに応じない場合
 - (4) 加盟店による対象取引の実施に関し不正利用が発生した場合
 - (5) 加盟店による対象取引に関して顧客または第三者から直接または間接に異議等を受けた場合
 - (6) 加盟店による対象取引に関して顧客から商品代金の返金を求められた場合
 - (7) 加盟店が基本規約第13条 (禁止事項) 第1項に該当する行為を行っていた場合
 - (8) 前各号のほか、加盟店が Alipay+決済規約、法令または Alipay+Core ルール等に違反する行為を行った場合
 - (9) 第13条 (Alipay+オンライン決済サービスの停止または中断) 第1項または第19条 (契約の解除) 第1項または第2項に基づき Alipay+オンライン決済サービスの一部または全部の提供が停止された場合
 - (10) 加盟店が自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (11) 加盟店の信用状態に変化が生じ、またはそのおそれがあると乙が判断した場合
 - (12) 加盟店が差押え・仮差押え・仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合、破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (13) 加盟店が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (14) 加盟店が Alipay+オンライン決済サービスの利用において対象取引を悪用していることが判明した場合
 - (15) 加盟店が乙の同意なく決済手数料の支払いを怠った場合
 - (16) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (17) 加盟店が乙またはブランド運営者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (18) ブランド運営者が Alipay+Core ルール等に基づき商品代金の留保等を求めた場合
 - (19) 加盟店が次条第1項の事由に該当し、または該当するおそれがあると、乙が合理的判断により認めるとき
 - (20) 決済通貨の兌換性、譲渡性または流動性に悪影響を及ぼし、ブランド運営者の精算および決済にかかる義務を妨げる事由が発生した場合 (ただし、ブランド運営者と乙との間で決済日の延期につき合意した場合に限ります。)
 - (21) その他乙またはブランド運営者が不相当と認めた場合
7. 前項各号のいずれかの事項が生じていたにもかかわらず、乙が第1項の支払を行った場合、加盟店は、乙の選択により、乙の請求があり次第直ちに当該支払われた代金を返還するか、または当該代金を加盟店に対する次回以降に支払予定の精算金から差し引くことにより返還するものとし、
8. 加盟店と顧客との間の取引に関して、取消、解除その他の理由により返金等の処理が生じる場合には、加盟店は、その旨を乙に連絡するものとし、乙は、ブランド運営者に連絡の上、必要となる送金処理を行う等、Alipay+Core ルール等に基づき対応します。
9. 返金処理にあたっては、Alipay+を通じて確実に行うものとし、現金による返金を含む他の方法による返金は一切行わないものとし、加盟店は、取引日から12ヶ月以内の取引についてのみ返金を行うものとし、
10. 乙は、加盟店に対し、日本円をもって本条の商品代金に係る精算を行うものとし、

11. 加盟店は、ブランド運営者が対象取引に適用する為替レートと市場価格との間に著しい乖離が生じた場合、乙またはブランド運営者が当該取引に係る精算処理の停止その他必要な措置を講じる可能性があることを予め承諾するものとします。

第16条 (商品代金の支払拒絶またはその返還)

乙は、加盟店の Alipay+オンライン決済サービスに関し以下の事由に該当した場合には、加盟店に対し、当該 Alipay+オンライン決済サービスにかかる商品代金の支払いを拒絶し、または、その返還を求めることができるものとします。

- (1) 加盟店が顧客との間で成立している対面販売を解除または取り消した場合
- (2) 基本規約第 11 条 (顧客との紛議) 第 1 項に定める紛議が生じた場合において、当該紛議にかかる対面販売の日より 60 日を経過しても解消しない場合
- (3) 顧客以外の第三者が当該顧客のクレジットカードを利用して通信販売を行った場合
- (4) 決済事業契約に定める事由に基づき、決済事業者が乙に対し、商品代金の支払いを拒絶またはその返還を求めた場合
- (5) 本契約の定め違反して対面販売が行われたことが判明した場合
- (6) 前条第 6 項各号に掲げる事由に該当した場合
- (7) その他、乙の合理的判断により、加盟店に対し対面販売に係る商品代金の支払拒絶または返金請求をした場合

第17条 (地位の譲渡等の禁止)

1. 加盟店は、乙の承諾なく、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 加盟店は、Alipay+オンライン決済サービスに関して有する自己の乙に対する債権について、譲渡、質入れ、担保提供その他の処分を行ってはならないものとします。
3. 合併または会社分割等により、加盟店から本契約上の地位を包括承継した者は、承継した日から 30 日以内に乙またはブランド運営者所定の書類を提出するものとします。上記期間内の書類提出がなかった場合、乙は何らの催告なくして本契約を解約できるものとします。

第18条 (賠償責任)

1. 加盟店および乙は、Alipay+決済規約もしくは Alipay+Core ルール等に違反することにより、または、Alipay+オンライン決済サービスの利用または提供に関して、乙、イシュー、ブランド運営者または第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。当該損害には、弁護士費用その他の経費のほか、Alipay+Core ルールにより直接または間接的に乙またはブランド運営者が負担することとなった罰金、違約金 (名称の如何を問わないものとします。以下、本条および次条において同じ。) を含むものとします。
2. 前項の損害には、加盟店が取扱禁止商材を販売または提供していたことによりブランド運営者が Alipay+Core ルール等に基づき乙に課した罰金、違約金および加盟店が Alipay+決済規約に違反したことによってブランド運営者が被った損害であり、かつ乙に転嫁された損害が含まれるものとします。
3. 本条第 1 項の損害賠償責任の範囲は、相手方が被った直接かつ現実の通常損害に限られ、機会損失等の間接損害は含まれないものとします。ブランド運営者および乙は、Alipay+オンライン決済サービスに係る適格性や適合性等について何ら保証するものではなく、不備やエラー、中断等が生じないことを保証するものではありません。また、ブランド運営者は、その故意または重過失等による場合を除き、Alipay+Core ルールに定める金額その他の範囲に限り責任を負うものとし、この場合、乙は、ブランド運営者が現実に負担する限度で責任を負うものとします。
4. Alipay+決済規約に基づく乙の加盟店に対する損害賠償金の額は、乙の故意または重過失による場合を除き、当該損害賠償を行う時点で過去 3 ヶ月間に加盟店が乙に支払った決済手数料 (ただし、乙がイシューおよびブランド運営者に対して支払った手数料を含みません。) の総額を上限とします。
5. 加盟店および乙は、Alipay+決済規約に違反することにより、または、Alipay+オンライン決済サービスの利用および提供に関して、顧客または第三者との間でトラブルが発生した場合には、自己の費用と責任で解決するも

のとします。

6. 加盟店および乙は、Alipay+決済規約の履行が地震、洪水、戦争、内乱、法令の改廃、所轄官庁の命令その他の不可抗力の事由によって履行不能もしくは遅滞となった場合、相手方に対し損害賠償の義務を負わないものとします。

第18条の2（罰金等の支払）

1. 加盟店は、加盟店側の事由に起因してAlipay+Coreルール等に基づき発生する罰金、違約金（当該事由に起因して乙に課された罰金、違約金を含みます。）の支払義務を負うものとします。当該支払義務の履行にあたっては、原則として、乙の請求に応じ、これを支払うものとします。
2. 前項第2文にかかわらず、前項に規定する罰金、違約金につきブランド運営者から加盟店に対して請求が直接なされた場合には、当該請求に応じるものとします。

第19条（契約の解除）

1. 次項に定める場合のほか、顧客からの苦情や法令等の違反、財政状況の重大な変化、多数の紛争発生、費用の未払い等のAlipay+Coreルール等の定める停止または解除事由の発生その他関連法令等またはAlipay+Coreルール等の不遵守等により、乙またはブランド運営者により本契約の継続が不適当と判断された場合には、乙は、直ちにAlipay+オンライン決済サービスの利用を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
2. 乙は、加盟店に以下の事項の一が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちにAlipay+オンライン決済サービスの利用を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
 - (1) Alipay+オンライン決済サービスの利用を申込みするに際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (2) 第6条（加盟店の遵守事項、提供する商品またはサービス等）第2項に該当する商品またはサービス等を取り扱った場合
 - (3) 基本規約第13条（禁止事項）第1項に該当する行為を行っていた場合
 - (4) 前各号のほか、Alipay+決済規約またはAlipay+Coreルール等に違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、加盟店がこれを是正しないとき
 - (5) Alipay+決済規約またはAlipay+Coreルール等に基づき乙またはブランド運営者から求められた措置を適切に講じない場合
 - (6) ブランド運営者がAlipay+オンライン決済サービスの提供に必要なサービスの提供を停止した場合
 - (7) 法令違反行為が存在し、当該違反を繰り返した場合、または当該違反が重大である場合
 - (8) Alipay+Coreルール等に違反し、Alipay+およびそのパートナーに重大な不利益、損害または損失を与えるおそれがあるとブランド運営者または乙が判断した場合
 - (9) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (10) 加盟店の信用状態に問題が発生し、またはそのおそれがあると乙が判断した場合
 - (11) 差押え・仮差押え・仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (12) 加盟店が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (13) Alipay+オンライン決済サービスの利用において対象取引を悪用していることが判明した場合
 - (14) 加盟店が実施した対象取引について、不正利用の金額が乙またはブランド運営者が定める基準を超えた場合
 - (15) 乙の同意なく決済手数料の支払いを怠った場合
 - (16) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (17) 乙またはブランド運営者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (18) 乙とブランド運営者との間のAlipay+オンライン決済サービス契約を終了する旨の通知を乙が受けた場合
 - (19) ブランド運営者がAlipay+オンライン決済サービスの提供の停止を求めた場合、または当該停止の原因となる事由の是正が不可能であるとブランド運営者が判断した場合

- (20) 第 2 条（登録申請）第 2 項において表明保証した内容が真実に反することまたはそのおそれがあることが判明した場合
- (21) その他乙が合理的理由に基づき、本契約の継続を不相当と認めた場合
3. 加盟店は、乙が以下の事由のいずれかに該当する場合には、直ちに本契約を解除することができるものとします。
- (1) Alipay+決済規約に違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、乙がこれを是正しないとき
- (2) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
- (3) 差押え・仮差押え・仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合、破産・民事再生・会社更生・任意整理特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
- (4) 営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
- (5) 営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
4. 加盟店および乙は、相手方が第 1 項から第 3 項各号の事由に該当したことにより本契約が解除された場合において、解除事由によって自己に生じた損害の賠償を第 18 条（賠償責任）に従って相手方に請求することができるものとします。
5. 加盟店が第 1 項または第 2 項各号のいずれかに該当した場合、加盟店は、期限の利益を失い、乙が請求した場合は、直ちに、加盟店が乙に対して負担するすべての債務を一括で弁済するものとします。

第20条 （契約の終了に伴う措置）

1. 本契約が終了した場合、加盟店は、直ちにブランド等の使用を中止し、かつ Alipay+オンライン決済サービスの利用を前提とした取扱商品告知、取引誘因行為を中止するものとします。
2. 本契約の終了以前に、加盟店が顧客から取扱商品購入の申込を受け付け、かつ Alipay+オンライン決済サービスにおいてはイシューまたはブランド運営者に売上請求がなされた取引については、本契約の終了後においても Alipay+決済規約に従って加盟店、乙共にこれを履行するものとします。

Alipay China にかかる特則

以下の規定は、Alipay+オンライン決済サービスにかかる本件決済手段のうち、Alipay China に関して追加的に適用されるものです。

第21条 （苦情処理）

1. 乙またはブランド運営者が Alipay+決済規約に関連し、顧客または第三者から直接または間接に異議、苦情など（以下「苦情等」といいます。）を受けた場合において、乙から加盟店に対して苦情等に関する通知（以下「苦情通知」といいます。）がなされたときは、加盟店は、乙またはブランド運営者の指示に従い、直ちにその解決のために返金処理その他の必要な措置（以下「是正措置」といいます。）を講ずるものとします。なお、当該通知および指示は、加盟店の損害賠償義務を免除するものではありません。
2. 苦情通知を受領した場合、加盟店は、乙に対し、苦情通知が送信された日から 5 営業日以内（以下「加盟店回答期限」といいます。）に、乙またはブランド運営者の指示に基づく是正措置の対応可否（対応を拒否する場合はその理由も含みます。）について回答する（以下、この回答を「加盟店回答」といいます。）ものとします。
3. 加盟店回答の結果、加盟店が是正措置の対応を承諾した場合、または是正措置の対応を拒否した場合でその理由が合理的でないと乙もしくはブランド運営者が判断したときは、加盟店は、乙またはブランド運営者の指示に従い、加盟店回答をした日から 10 営業日以内に是正措置を実施するものとします。また、これらの場合において、乙自らが乙またはブランド運営者の指示に基づく是正措置を実施することについて、加盟店は同意するものとします。
4. 加盟店回答期限までに加盟店回答がなされない場合、乙は、直ちにその旨をブランド運営者に通知し、乙自らが加盟店回答期限の経過から 10 営業日以内に乙またはブランド運営者の指示に基づく是正措置を実施するものとし、加盟店はこれに同意するものとします。

5. 乙またはブランド運営者の指示に基づく是正措置の実施を承諾した加盟店が乙またはブランド運営者所定の方法による是正措置を実施することができない場合、加盟店はその旨を乙を通じてブランド運営者に通知するものとし、ブランド運営者が是正措置を実施するものとし、ブランド運営者が是正措置として返金処理を行う場合において、ブランド運営者が乙に送金する前の商品代金が返金額より少額るとき、ブランド運営者は、商品代金の不足が解消された時点において返金処理を行うものとし、
6. ブランド運営者は、以下の各号のいずれかに該当する場合に、顧客の苦情等が正当か否か、顧客に返金処理を行うべきか否か、および是正措置を講じるべきか否かについて、ブランド運営者として決定（以下「ブランド運営者決定」といいます。）を行い、ブランド運営者決定の内容を乙に通知します。乙は、ブランド運営者決定が通知された日から 10 営業日以内に返金処理その他のブランド運営者の指示に基づく是正措置を実施するものとし、このことに加盟店は同意し、協力するものとし、
 - (1) 乙または加盟店がブランド運営者の指示に基づく是正措置の対応を拒否した場合でその理由が合理的ではないとブランド運営者が判断したとき
 - (2) 乙または加盟店が、Alipay+Core ルール等または本契約に基づきブランド運営者の指示に従った是正措置を実施する義務を負っているにもかかわらず、これを履行しない場合
 - (3) ブランド運営者が Alipay+Core ルール等に関連して苦情等を受けた場合において、ブランド運営者から乙に苦情等に関する通知がなされた日から 15 日以内に、ブランド運営者が乙から何らの回答も受領していないとき

第22条 （取扱禁止商材等）

1. 加盟店は、取扱禁止商材として以下の URL に記載された商品またはサービスを販売または提供することはできないものとし、また取扱制限商材として以下の URL に記載された商品またはサービスを、ブランド運営者の事前の書面による承諾がある場合を除き、販売または提供することはできないものとし、
2. 加盟店が前項に違反した場合の取扱いについては第 18 条（賠償責任）の規定を準用するものとし、加盟店が前項に違反したことによりブランド運営者が Alipay+Core ルール等に基づき乙に課した罰金、違約金（名称の如何を問わないものとし、）は、同条第 1 項の損害に含むものとし、
3. 加盟店が前項に違反した場合の取扱いについては第 18 条の 2（罰金等の支払）の規定を準用するものとし、
4. 加盟店が第 1 項に違反した場合、乙は、何ら催告することなく、直ちに Alipay+オンライン決済サービスの利用を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとし、

(URL: https://www.veritrans.co.jp/tos/alipayplus_prohibition.pdf)

第23条 （決済手数料等）

1. ブランド運営者が Alipay+Core ルール等に基づき乙に対して Alipay+オンライン決済サービスの利用にかかる手数料の算定の基礎となる手数料率を変更する旨の通知をした場合において、乙が当該変更に関し合意するとき、乙は、Alipay+決済規約上の他の条項の規定に関わらず、乙所定の時期から決済手数料（手数料単価および手数料率を含みます。）を変更することができるものとし、
2. 前項の場合において、乙が当該変更に関し合意しないことに起因して乙とブランド運営者との間の Alipay+Core ルール等に基づく契約が終了するとき、乙は、Alipay+オンライン決済サービスの利用にかかる本契約の一部または全部を終了させることができるものとし、

第24条 （加盟店情報の提供）

加盟店およびその代表者は、Alipay+オンライン決済サービスの提供のために、またはブランド運営者の関連会社の事業目的のために、乙またはブランド運営者が加盟店情報をブランド運営者の関連会社に提供することに同意するものとし、

【規約制定】2025年11月4日